

本局応急車賃貸借保守業務仕様書

1 総則

本仕様書は、川崎市交通局（以下「当局」という。）本局において使用する小型又は普通自家用自動車に係る令和8年度に賃貸借及び保守業務として発注する車両の仕様を示すものである。本仕様については、道路運送車両法、保安基準及びその他関係法令等に適合させる車両であること。

なお、詳細にわたり明記しない事項があっても、当然必要とする機器、機構及び装備類については、本市の指示の有無にかかわらず全て受注契約者の責任において完備するものとし、本車両に採用する諸資材は、関係法規に合格する一級品であり、かつ、新品なものとする。

2 賃貸借期間

令和8年9月1日から令和15年8月31日までの84ヶ月とする。

3 借入物件の数量及び使用場所

- (1) 小型又は普通自家用自動車(前輪駆動方式ハイブリッド車) 1両
- (2) 川崎市交通局本局(川崎区砂子1-8-9)

4 小型又は普通自家用自動車の主要諸元

- (1) 車種 小型又は普通自家用自動車(前輪駆動方式ハイブリッド車)
- (2) 形状 ワゴン
- (3) ボディ色 シルバー又はこれに近い色
- (4) 全長 4,800mm以内
- (5) 全幅 1,750mm以内
- (6) 全高 1,925mm以内
- (7) 乗車定員 7名又は8名
- (8) ドア数 5ドア
- (9) 総排気量 2,000cc以内
- (10) 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- (11) 駆動方式 前輪駆動方式
- (12) ミッション マニュアルトランスミッション以外

※ 想定車種：日産 セレナ

トヨタ NOAH VOXY

本田 ステップワゴン

5 小型又は普通自家用自動車環境基準

(ア)「2020年度燃費基準」達成車かつ「2030年度燃費基準」80%達成車

6 小型又は普通自家用自動車主要装備

- (ア) 運転席・助手席 S R Sエアバック
- (イ) E B D付 A B S
- (ウ) オートエアコン
- (エ) 衝突被害軽減自動ブレーキシステム
- (オ) 地図更新機能（車検時）・A M・F Mラジオ機能付カーナビゲーションシステム（テレビが映らないもの、社外品でも可）
- (カ) バックモニター機能
- (キ) ドライブレコーダー（車両前後の映像を録画できるものとする）
- (ク) ラジアルタイヤ及びスタッドレスタイヤ（ホイール付。タイヤ保管は受注者保管とする）
- (ケ) サイドバイザー（前後左右）
- (コ) フロアカーペットマット（室内一式）
- (サ) パワーウインドー（フロント及びリア）
- (シ) 保安用具（懐中電灯・停止表示板）
- (ス) E T Cユニット（ビルトインタイプ）セットアップ含む
- (セ) 左側パワースライドドア（両側でも可）
- (ソ) 取扱説明書

* 各装備品で取り付け費用が必要な場合は取り付け費用を含む。

7 賃貸借料に含まれる費用

- ① 登録諸費用
- ② 自動車税（賃貸借期間の全額）
- ③ 自動車重量税（賃貸借期間の全額）
- ④ 自動車損害賠償責任保険料（賃貸借期間の全額）
- ⑤ 賃貸借契約完了時の車両撤去費用
- ⑥ リサイクル料金
- ⑦ その他、当然必要とする費用

8 保守内容

- (1) 継続車検
- (2) 定期点検
- (3) 一般修理
- (4) エンジンオイル及びエレメント交換
- (5) 点検時に必要な油脂類、消耗部品の交換
- (6) バッテリー（始動用）
- (7) ラジアルタイヤ
- (8) スタッドレスタイヤ
- (9) 車検代車（現車と同等なもので、車検期間初日より提供）
- (10) 整備代車（現車と同等なもので、定期点検、一般修理期間初日より提供）

9 支払い

- (1) 賃貸借保守料は月払いとする。
- (2) リース業者は毎月1日から末日までの賃貸借保守料の請求書を翌月5日（5日が土休日のときは次の平日）までに局へ提出するものとする。
- (3) 局は前項の請求が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に賃貸借保守料を受託者に支払うものとする。

10 その他

- ① 継続車検、定期点検、一般修理等の引き取り、納車はリース業者が行う。ただし、川崎市交通局本局（神奈川県川崎市川崎区砂子1-8-9）から5km以内の場合は引き取り、納車を川崎市交通局が行う。
- ② 事故等により車両を入庫する修理工場は、原則として川崎市競争入札参加資格業者とする。
- ③ 事故等に伴う修繕に係る疑義が生じた場合は、当局とリース業者で協議して解決するものとする。
- ④ 代車使用時での事故等は、リース業者の保険を使用し、当局とリース業者で協議して解決するものとする。
- ⑤ 任意保険は、「全国市有物件災害共済会」の保険とし、保険料は当局が支払うものとする。
- ⑥ 検査については、当局の完成、完納検査を受けるものとする。
- ⑦ 納車については、当局の指定する場所に納車すること。
- ⑧ 賃貸借期間満了の際、当局の申し出により双方協議のうえ、当該物件について再リースを行うことができるものとする。
- ⑨ この仕様に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、その都度当局と協議を行うものとする。
- ⑩ 年間走行距離10,000kmを想定